## 建設時評



先日, 土木学会の全国大会が, 筆者の職場である東北大学で開催された。土木学会では, 全国大会で会長が基調講演を行う習わしがある。例年, 大学会の会長らしく大所高所から, 日本の建設業界のあるべき姿や国土計画のあり方, 国際情勢などが講演の論題にのぼることが多い。

しかし、今年の、栢原英郎会長の基調講演は、一風変わっていた。演題は、「誰がこれを作ったのか(※)」である。かいつまんで言えば、「土木業界が、造られた土木構造物を、誰が造ったのか明示することなく、『無名碑』を美徳だと、いつまでもしていては、農作物でも生産者名が書かれる時代に、市民からの信頼が得られないばかりか、次世代を担う若者が土木に夢を持てない。だから、土木構造物に、設計施工に関わった人の名前を銘板として刻もう。」という、提案であった。極めて痛烈、明快なお話であり、デザインに関わるものとして、まさに、我が意を得たり。感銘を覚えながら聴かせていただいた。

一見, 大所高所の議論とは縁遠い, 素朴な話に聞こえるが, なぜ, 土木では「無名碑」

があたりまえなのかを考えたとき、そこに、 日本の公共事業の仕組みに、大きな問題が存 在していることが、見てとれるのである。

## \* \* \*

筆者の身の回りにある,人の手によって作られたものに目を向けると,「無名碑」ばかりである。紙,鉛筆,茶碗,テレビ,オーディオ,自動車。一方で,堂々と記名してあるものの代表格と言えば,小説,絵画,楽曲といった,芸術作品の類であろう。論文もそうである。誰が書いた論文かは,洋の東西を問わず,タイトルの次に明記されている。近年記名されることが多くなってきたものと言えば,栢原会長も指摘する農作物,あとは新聞記事などが挙げられようか。

筆者の属する土木の隣の分野である建築は、大きく二つに分かれる。大々的に建築家何某が設計したと謳われる建築物と、「無名碑」にである。筆者が以前住んでいたアパートも、代表的な無名碑だ。土木の世界も、戦前は完全なる「記名」の世界であった。小樽港北防波堤の廣井勇、琵琶湖疎水の田辺朔郎、日本橋の樺島正義と妻木頼黄(建築)、帝都復興橋梁群の田中豊と、枚挙にいとまがない。当時の新聞には、「何某博士設計のなんとか橋開通せり」と設計者個人の名前が、堂々と見出しに踊っていたのである。

こうした「記名」と「無名」の混在は、考えてみると、あらゆるものづくりの分野で同じように存在している。先に挙げた「紙」であっても、「無名」の工業製品と、紙漉の匠何某が漉いた和紙といったものとがあるだろう。名工の手作りの鉛筆や茶碗もしかり。こうした工芸品に限らず、工業製品であっても、一部の製品では、チーフエンジニア、チーフデザイナーといった肩書きで、誰が作ったか世に出ることもある。卑近な例では某社のスポーツカーのWebサイトでは、開発者からのメッセージとして、その車の魅力やコンセプトを自ら伝えていたりする。

<sup>(※)</sup> 栢原会長が講演に使われた、ファイルが、土木学会のWebの会長室のコーナーにあるので、是非、一度ご覧頂きたい。(http://www.jsce.or.jp/committee/chair2008/files/20080911. pdf)

こうした,「記名」と「無名」の実例を見ると「記名」と「無名」を分けている原則めいたことに気づく。それは,「たとえ大勢が携わって作るものであっても,ある個人が,情熱,創意工夫,努力を注ぎ込んで,設計から完成まで一貫して,全体を統括しつつ,責任を持ってつくりあげたもの」のみが,「記名」となっていることである。農作物や新聞記事は,元来この条件を満たしていたのである。だからこそ,いつからか,無責任な「無名」から「記名」へと変わっていっても,世間に素直に受け入れられているのだ。

## \* \* \*

翻って、我らが土木の世界を見てみよう。 標準設計的な設計をしている限り、土木で作 るものは、「情熱、創意工夫を注ぎ込む」と いう「記名」の条件に合致しない。「努力を 注ぎ込む!条件さえ怪しいのではないか。だ から、銘板に名前を刻んでも、世間に受け入 れられる「記名」とならないのだ。「記名」 となるには、やはり、知的財産権の保護の対 象となるような、技術的、意匠的な創意工夫 が重要なのだと思う。しかしながら、現在の 通常の公共事業における設計業務の著作権は. 内品とともに発注者に帰属するという、とて も「創意工夫」を推奨しているとは思えない. H態依然の契約が全てである。設計したもの に問題があった場合、コンサルタントは、設 計責任さえ負っており、その補償まで行って いる例が多いにもかかわらず、著作権に関し ては、著作人格権以外持ち得ないのである。 その創意工夫が特許技術であれば、もちろん 話は異なるが、そうなれば、そうなったで、 今度は、公正な競争の阻害、安全性の保証等 の問題からか、公共事業で、その特許技術を 実用してもらうには、高いハードルをクリア しなければならないのが現実である。政府は、 民間や市民に、知的財産権保護を高らかに謳 う前に、まず霞ヶ関内部でやらねばならない ことがあるのだ。

さらに、長いプロジェクトの中で、発注者である公務員は、概ね2年に一度程度の転勤

を強いられる。そのため、発注者側には、

「設計から完成まで一貫して、責任もって統 括する個人」は、基本的に存在し得ない。受 注者側では、そもそも、設計は管理技術者、 施工は現場代理人と別の個人となってしまう 上に、古き時代の予定調和と異なり、予備設 計をした管理技術者が、一貫してそのまま実 施設計に当たることさえ、珍しい出来事にな りつつある。コンペで一等をとった会社が、 予備設計は担当したものの、 それが予備設計 のコンペであったため、実施設計を受注でき ないという、信じられないようなことさえ あった。そう言う時代である。公共事業では. 結局、誰ひとりとして、「一貫して責任を 持って統括」していないのである。敢えて悪 く言えば、これは、最高の無責任体制でもあ る。世間に受け入れられる「記名」には、ほ ど遠い現実と言わざるを得ないだろう。

## \* \* \*

仕事柄,国土交通省東北地方整備局から,たまに研修の講師を依頼される。研修生に,講義の中で訊くことがある。「これ,お父さん(もしくは,お母さん)が造ったんだ。すごいだろうと,お子さんに自慢できる仕事がありましたか?」と。残念ながら,その時,嬉しそうに「あります!」と手を挙げてくれる人は,一人もいなかった。それが,現在の公共事業における「ものづくり」の実態である。

世間に受け入れられる「記名」となる以前に、少なくとも、自分の家族や友人に自分が作ったものを自慢できる仕事にしなければならない。それは、仕事のやり甲斐のバロメータなのだ。そうなれば、自ずと、土木業界は、自分が作ったものの「自慢話」に溢れかえるだろう。そういう業界になれば、初めて、自然と世間に受け入れられる「記名」が、その中から生まれてくる。自分の仕事を、誰かに自慢できないような業界に、未来はないと、改めてそう思う。